

平成 25 年 11 月議会 代表質問

曾田 聡

1. 来年度の当初予算編成について

山口県の平成26年度当初予算編成がスタートしました。県におかれましては、「5つの全力」を前に進めていくため、来年度の当初予算をどのように創り上げ、また、必要額をどのように確保していくかということについて、アイデアを絞り出しながら、日々ご苦労をされていることと思います。

10月の終わりに示された県の予算編成方針によれば、来年度当初予算は、「5つの全力推進予算」として編成されることとあります。「産業力・観光力の増強」を始めとする山本知事の「5つの全力」を一層具体化していくためには、選択と集中の視点に立って、事業の優先順位付けを行うなど、限られた財源を有効に活用していかなければなりません。これから長丁場の予算編成作業になりますが、しっかり頑張ってくださいと思いますし、私ども公明党におきましても、積極的に政策提言等を行ってまいりたいと思います。

さて、地方自治体の予算編成は、ご案内のとおり、国の予算編成や地方財政対策等に大きく影響を受けることとなります。例えば、平成25年度の地方財政対策においては、7月から年度末までの地方公務員給与費を国家公務員に準じてカットすることを前提とした地方交付税の削減が行われました。これにより、本県を含め、多くの地方公務員給与が削減となり、併せて、地域の活性化等を図る事業が補正予算措置されたところとあります。このため、各自治体では、国においてこれから本格化する予算編成等の状況について、鋭意、情報収集、分析等が行われているところであると思います。

そこで、具体的な国の動向を見てみますと、例えば、社会保障と税の一体改革に関しては、消費税増税に伴う県税収入への影響はもちろんです。地域間の格差是正等の観点から、地方法人特別税や、自動車取得税の見直しなど、他の税制改革にも議論が及んでおり、実施されれば、歳入面で大きな影響が生じると思われます。また、新たな社会保障・税番号制度への対応に係る地方の財政負担も生じてまいりますし、社会保障制度改革については、県の福祉行政等にも大きな影響を及ぼすものと思われます。

このほかにも、地方交付税の予算が確保されるのかという問題や、先の決算特別委員会でも議論がありましたが、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債が、国においてどのように措置されるのかなど、地方財政に関わる課題は様々ありますが、先行きは不透明な状況であります。

そこでお尋ねをいたします。県の予算編成に大きな影響を及ぼす国の予算編成や地方財政対策、税制改正などの検討が進められている中、安定的な財政運営に向け、国に対しどのような期待をしておられ、また、今後どのように対応されるのかご所見をお伺いいたします。

2. 社会保障・税番号制度への対応について

本年5月に成立した社会保障・税番号法、いわゆるマイナンバー法。国民一人ひとりに番号を振り、税や社会保障給付の手続きの簡素化に役立てる共通番号の通知は、平成27年10月と2年を切り、その共通番号の利用開始まで2年余りとなりました。国が定める本制度の導入趣旨は、「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。」とし、期待される効果としては、「より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる」また、「真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる」そして、「大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる」等番号制度の導入は、社会保障と税の一体改革が進められる中で、より公平・公正な社会を実現するための大切な制度であります。

しかし、この制度を円滑に開始・運用させるためには、県庁内にある番号制度の影響が及ぶ情報の洗い出しが求められ、情報システムの改修も必要であると考えます。そして情報システムの改修において必要となるシステムエンジニアの不足も懸念されております。

日本の大企業がコンピューターを導入し始めたのが1960年代中頃、中小企業がオフィスコンピュータとして導入し様々な業務に使いだしたのが1980年代、その後パソコンとして一般大衆が使用できるソフトウェアが開発され、今では社会の隅々までコンピューター化が進み、コンピューター無しでは、日常生活・仕事に支障を来たところまで来ています。このような流れの中、1989年4月には、消費税法が施行され、初めて税率3%の消費税が導入されました。また、2000年4月には、新たな社会保障制度として介護保険制度が始まりました。いずれも既存の情報システムとの連携・突合作業が必要となり、そのシステムの構築作業に追われるシステムエンジニアは、夜を徹してその作業に追われておりました。

平成26年度に各自治体が、システム構築へ向けて、本格的に取り組んでいくと自ずとシステムエンジニアの人手不足が生じ、各自治体が作成される番号制度導入までのロードマップに遅れが生じる懸念があります。

しかしながら、この番号制度の導入は、行政機関が個別に持つ情報を連携させて、社会保障給付や税の申告等における行政の効率化や県民の利便性を向上させるものです。そのため、必要となるシステムの改修を計画どおり実施することはもちろんですが、県庁内の関連システムともしっかりと連携しながら、将来にわたって便利で安心できる豊かな生活を支える情報システムを構築していくことが重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。社会保障・税番号制度の導入に対応した県の情報システムの構築に向けてどのように取組まれるのか、ご所見をお伺いいたします。

3. 医療、水素等環境関連産業の育成・集積について

医療や環境等の関連産業は、これからの我が国の産業をリードする成長産業であり、我が党が連立を組む安倍政権の「日本再興戦略」の中でも、重点的に取り組むべき分野として、規制改革や研究開発の促進等の強力な支援策が講じられようとしております。

一方、本県には、瀬戸内沿岸地域に、石油コンビナート企業をはじめ、日本経済を牽引してきた企業が集積しております。

また、医療関連分野では、原薬の生産額が全国第2位となるなど、医薬品の製造拠点としての存在感を高めており、また、環境関連分野でも、世界に誇る高い技術力を活かし、最先端素材・部材等の供給拠点として成長しつつあります。

こうした中、知事は、本年7月に策定した「やまぐち産業戦略推進計画」におきまして、本県の強みを活かし、力を伸ばすべき産業分野に着目し、「医療関連産業育成・集積戦略」及び「水素等環境関連産業育成・集積戦略」を重点戦略として構築され、早期の具現化に取り組んでおられるところであります。

このうち、「医療関連産業育成・集積戦略」につきましても、産学公連携の全県的なネットワークが必要との考えから、10月には、医療関連企業や医療機関、大学、産業支援機関等からなる「やまぐち医療関連成長戦略推進協議会」を設立され、先般、設立記念セミナーが開催されるなど、華々しいスタートが切られました。

この協議会には、このほど、山口市に新工場が竣工し、来年春の操業が予定される大手医療機器メーカーも参画され、医薬、医療機器等の幅広い分野で、情報交換や連携が促進されるとの期待も高まっております。

また、「水素等環境関連産業育成・集積戦略」につきましても、国が平成27年までに、全国100箇所に設置を予定している「液化水素ステーション」について、県と周南市は、先月、誘致候補地を公表されました。6月には、周南市に液化水素製造工場が立地しており、こうした強みを活かし、本格的な水素エネルギー社会の実現に向け、水素先進県としての取組が期待されるところであります。

我が公明党県議団では、医療等の成長分野における産業振興が、地域の活性化のみならず、高齢化が進む中での安心・安全な社会の実現に欠かせないとの認識の下、これまでも議会のたびごとに、その進捗状況や今後の対応等を確認し、また求めてまいりました。そして、産業戦略本部が中心となった全庁あげての取組により、着々と成果が上がりつつあることを高く評価するものであります。

しかしながら、医療や環境産業等につきましても、他県も積極的に振興を図る姿勢を示されており、地域間競争も激化しつつあります。産業界としっかりと連携し、スピード感を持ったプロジェクトの推進を図っていただきたいと考えます。

そこで、お尋ねいたします。「やまぐち産業戦略推進計画」の重点戦略に掲げる医療関連及び水素等環境関連産業の育成・集積に向けて、今後どのように展開しようとしておられるのか、ご所見をお伺いいたします。

4. 老朽化した空き家対策について

空き家対策はこれまで、各自治体が条例を制定し、所有者に管理や撤去を促してきたが自治体だけの対応では限界があるため、事態を改善するために政府が自治体を強力に支援する必要が出てきております。少子高齢化と核家族化が進む中、独居高齢者が増えており、その人の死後にその人の持ち家に住む人がいないなどの理由で空き家が増え続けています。平成20年の総務省統計局の調査によると、全国の空き家は全体で757万戸、空き家率は13.1%、その内、長期不在・取り壊し予定等、その他の住宅に位置づけられる空き家は268万戸、4.65%といずれも過去20年で倍増し過去最高となっています。山口県でも空き家率は15.1%、その他の住宅に位置づけられる空き家率は7.9%で全国6位と高くなっています。空き家対策で特に問題となっているのは、長期不在・取り壊し予定等、その他の住宅に位置づけられる空き家が増加し、景観の悪化、火災発生の誘発、防災や防犯機能の低下が危惧されていること、また、ごみの不法投棄や悪臭の発生など環境・衛生面でも懸念されています。このような空き家問題に対して、都市部、木造密集地域、農村地域など、各地域の状況に応じた対策が必要となっています。

このような状況の中、全国で270を超える地方公共団体で、空き家等適正管理に関する「条例」が制定・施行されています。一言に空き家と言ってもその内容は様々で、条例の内容も対策・取り組みも様々であり、県民からの相談を対応する行政側窓口もその時々が違うのが現状ではないでしょうか。

全国では、我々公明党の議員に様々な相談が寄せられています。例えば、「長期間、空き家のため老朽化し、屋根がへこみ、瓦が落ちそう」「スズメバチが巣を作ったり、爬虫類が出てきたりする」「傾いた空き家を取り壊してもらいたいが、所有者が分からない」「隣の空き家の植木が大きくなり、自分の敷地に覆いかぶさっても勝手に切れない」等等。

また全国の自治体のなかには、「空き家等の適正管理に関する条例」などの中で、行政代執行の手続きを条文に定め、実際に代執行を行っており、住民の安全・安心を守るためには最善の措置であると言われてもいます。

県内でも11の市町が条例を制定し、空き家等の適正管理に取り組み、下関市では本年4月より施行した条例の下、6月末までの3か月間に、市民の方々から管理不全な空き家の情報が260件も寄せられ、所有者等の把握に苦慮しているのが実情ですが、特定できた所有者には適正管理について助言等を行っているとお聞きしています。特に危険な空き家の除却を推進するため始めた危険家屋除却推進事業、下関市が、危険空き家の解体費50万円を上限に1/2補助する制度には、受付当日に予算件数10件に対し、15件の申し込みがあったとお聞きし、地域住民の方々の空き家対策に対して、関心の高さが伺えます。

そこでお尋ねいたします。空き家対策は、一義的には市町の役割ではありますが、現状のように問題が幾重にも重なった場合、これまで以上に県が市町と連携して取り組むことが求められていると考えますが、県として、老朽化した空き家の対策にどのように取組まれるのか、ご所見をお伺いいたします。

5. ひきこもり対策について

本年9月28、29日の2日間にわたって、福岡市で「全国引きこもり家族支援者代表交流研修会 第8回 福岡大会」が開催され、全国各地から引きこもり家族の方々、その支援者の方々がたくさん参加され、引きこもりの現状と将来に向けての不安の声をお聞きいたしました。

この会の主催者であるNPO法人 全国ひきこもりKHJ親の会の池田佳世代表は、「全国のひきこもり当事者と家族の方々が楽になること、全国にKHJ家族会をもっと知ってもらう為に皆様のお力をお借りしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します」と述べるとともに、厚生労働省が推進するひきこもり対策推進事業の拡充について、「厚労省では、「現場に学べ」と親の会にいる現に困っている家族、苦しんでいる当事者の声を聞こうとしている。私たちの声が小さく、家族がひきこもっている状態では、なかなか声は届かない。カナダでも、精神の病から回復した当事者がロビー活動をしたり、学校へ行って病にかからないように友達の作り方など教えに行っていると聞いています。しかし、日本ではなかなか意見を言う場はありませんでした。その日本で、厚労省が、現場に学べと熱く語り合い、それがいま実行に移されようとしています。親の会で10年前からやっていたサポーター養成派遣事業を識者、研究者、支援者ではなく、家族会から学ぼうとしています。」と語られております。

山口県でも、ひきこもりで苦しんでおられる当事者及び家族の方々が、いくつか会を作り、その地域でお互い連携を取り、同じ問題で悩みを抱えている仲間同士、対等の立場での実感を伴う、共感と理解を深め合っておられます。きららの会、上田十太会長は、「多くの方々に、特に議員に、ひきこもりの現状を知っていただくことがスタートの第一歩と考えています。ひきこもり家族を持つ親の会へ参加して頂き、直接生の声を聞いてもらうことが一番手っ取り早く、早道ではないでしょうか。」と訴えておられます。

我が公明党は、ひきこもりの現状を聞くにつけ、ひきこもりを抱える家族の苦しみ、ひきこもりが長期化し、当事者及びその親が高齢化し、親亡き後が心配される現状に対し、どう対策を打っていけばいいのか、また、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、どう支援の手を差し伸べればいいのか、等。課題は山積していると考えます。

本県では、平成21年度から厚生労働省が整備をすすめる「ひきこもり地域支援センター」を防府市にある山口県精神保健福祉センター内に置き、ひきこもりを抱える家族や本人に対する相談・家庭訪問を中心とする支援を家族の会、市町、保健所、学校、福祉施設などと連携し、事業を行っているとお聞きしております。また、平成25年度から新規に始まったひきこもりサポーター養成研修・派遣事業においては、本年度、全国で8億6千万円の予算に対し、平成26年度は10億円に拡充されようとしております。

そこでお尋ねいたします。本県では、ひきこもりの現状をどのように捉え、どのように支援していかれるか、ご所見をお伺いいたします。

6. 県産木材の活用について

日本は、国土面積に占める森林面積の割合が、約7割を占める世界有数の森林国であります。その約4割がスギ、ヒノキを中心とした人工林で、その多くは、戦後、植栽されたものであり、また安価な輸入材に押され、国産材の需要が低迷し1955年には、90%台だった木材自給率は、現在20%台にとどまっています。本県もほぼ同じような状況で、手入れが行き届かない森林の増加が懸念されることから、平成16年3月には、「やまぐち森林づくりビジョン」を策定し公表。多様な森林づくりを進めるため、「自然を守る森林」、「水と緑を育む森林」、「循環利用される森林」、「生活環境を支える森林」の4つのグループに分け推進されています。また、平成17年4月から21年度までの5年間を実施期間として「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、公益森林整備事業、竹繁茂防止緊急対策事業、魚つき保安林等海岸林整備事業、豊かな森林づくり推進事業などに取組み、平成22年度から26年度までの5年間継続し、水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全など県民に資する整備に役立っていると認識しております。そして本年は、県産木材の利用拡大に向け、品質の優れた優良県産木材等を利用した住宅建築に助成を行うとともに、公共建築物の木造化等を支援し、木材の地産・地消を推進されているとお聞きしています。

このように本県でも森林の整備とともに、戦後の植林から50年以上経過し、価値ある県産木材も市場に供給されつつあり、今後ともその需要を喚起する必要があると考えます。

林野庁は、本年7月から木材利用ポイントの発行・交換の受け付けを開始しました。同庁のまとめによると、10月末現在、発行ポイント数は累計約9億7,000万ポイントに上り、そのうち、すでに半分を超える約5億7,000万ポイントが地域の農林水産物や商品券、農山漁村の体験型旅行などと交換されているとお聞きしました。同庁木材産業課によれば、新設住宅着工戸数が伸びているため、国産材の利用も促進され、今後もポイント発行数は大きく増えていくと見込んでいます。

高知県では、このポイント制度を利用して地域材の需要を喚起するための動きも出てきています。高知県中小建築業協会は、県内の企業に呼びかけ、複数のポイント交換商品を取り扱うグループ作りを進めて、独自の窓口を設けて、商品管理やインターネットなどによる商品提供・受付業務を円滑に行える体制を整えており、交換商品は、カツオのたたき、土佐和牛、ゆずジュース「ごっくん馬路村」など、全国的に有名な商品もあり、北海道から九州までのポイント保持者から幅広く注文を頂いているとお聞きしています。

山口県でも、林野庁の木材ポイント制度の取組みがなされ、5団体などで県産農林水産物や商品券との交換ができるようになっており、県産材の利用促進につながるものと期待しております。

そこでお尋ねいたします。本県では、更なる県産木材の利用拡大を推進するために、どのように取組まれるのか、ご所見をお伺いいたします。

7. 特別支援教育について

ここ近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も増加してきています。文部科学省の調査によれば、平成23年5月現在、義務教育段階において特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数に占める割合は約2.7%であり、平成24年の調査によると、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は、約6.5%程度の割合で通常の学級に在籍している可能性があるとしています。

障害のある児童生徒をめぐる最近の動向として、障害者の自立や社会参加が進む中、障害の重度・重複化や多様化、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童生徒への対応や、幼児期からの教育的対応に関する要望、高等部への進学希望、卒業後の多様な就労形態など、幼児児童生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援が求められています。

また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されなければなりません。さらに、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が同じ社会の中であって、生き生きと活躍できる共生社会を形成するために重要な意味を持っています。

本県では、平成18年3月に「山口県特別支援教育ビジョン」を策定し、ビジョンの期間である平成18年度から27年度までの10年間を前後半の5年ごとに区切り、それぞれ実行計画を作成し、施策を具体的、計画的に進めてこられました。

こうした中、本県の特別支援教育を取り巻く状況も変化しつつあると思います。県教委では、障がいの多様化への対応、高等部生徒の自立と社会参加を目指す職業教育、また特別支援教育についての理解などの課題へ対応するため、特別支援教育ビジョンの第2期実行計画を見直しておられるとお聞きしてしております。

そこでお尋ねいたします。山口県特別支援教育ビジョンの目標である「一人ひとりの生きる力を高め、自立・社会参加を支える、心ふれあう教育の実現」のため、第2期実行計画の取組の成果と課題をどのようにとらえているのか。

また、見直しにあたり、今後どのように取組を推進しようとしているのか、ご所見をお伺いいたします。